

富山県森林審議会委員応募要領

1 応募資格

次の(1)～(4)のいずれの要件にも該当する方

- (1) 富山県内に在住する方
- (2) 国若しくは地方公共団体の議員でない方又は常勤の公務員でない方
- (3) 県の他の審議会等の委員でない方
- (4) 年1～2回程度開催(平日、富山市内)される「富山県森林審議会」に出席できる方

2 応募方法

(1) 申込手続	次の書類を県農林水産部森林政策課に提出してください。 (持参または郵送でお願いします) ア 応募申込書 次頁をご利用いただくか、インターネットの下記のページから様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入してください。 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1603/index.html イ レポート(意見、提案等 800字程度) 次のテーマのいずれかについて記述願います。様式は問いません。 <ul style="list-style-type: none">・県民全体で支える森づくりの推進について・林業の振興について・県産材の利用推進について ※なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
(2) 受付期間	令和4年9月26日(月)～10月17日(月) 《郵送の場合》10月17日までの消印のあるものに限り受け付けます。 《持参の場合》期間中の受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日は閉庁のため受け付けいたしません。

3 選考方法

応募申込書及びレポートにより選考します。

4 選考結果の通知及び開示

(1) 通知 令和4年11月下旬に、郵送により本人あてに通知します。(当落のみ)

(2) 開示 応募者本人が希望される場合、次のとおり開示します。

- ① 開示請求者 本人に限る
- ② 開示内容 本人の「総合得点」と「順位」
(総合得点は、「応募申込書」及び「レポート」による得点の合計です。)
- ③ 開示期間 上記(1)の発送日から1か月間
- ④ 開示場所 県農林水産部森林政策課内
- ⑤ 請求にあたって 運転免許証、旅券、身分証明書など顔写真付きの証明書
必要な書類
- ⑥ その他 郵送による開示請求はできません。